

## 1 報告書案について

本会議は、意見が対立する事柄が多く取りまとめが難しいと感じていたが、報告書案は、会議で出された多様な意見をできる限り取り上げて、会議の全体像、議論の状況が分かるように整理され、うまく取りまとめられている。この報告書案をベースにして、更なる意見を付加するなど修正を加えた上、早期に最終的な取りまとめを行うのが相当である。

## 2 被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する議論について

本会議において、弁護人立会いの是非（実質的議論）等も含めた様々な意見が出され、報告書案の中でかなり詳細に取り上げられている。そのこと自体は、この会議の議論状況を反映したもので、今後の法務・検察における検討の素材として供する観点（報告書案の方針等）から望ましいものとする。

しかし、弁護人の立会いは、我が国の捜査の在り方のみならず刑事司法に大きな影響を及ぼす可能性があるから、制度そのものについてはもとより、運用による弁護人立会い、あるいは運用による弁護人立会いの試行であったとしても、同じく、刑事司法制度全体を検討する中で取り上げられるべき問題であり、この問題のみについて、本会議において一定の方向性を打ち出すことは反対である。実際問題、本会議における議論状況をみても、一定の方向性を示すことは困難である。

後藤委員の②及び③のご提案は、いずれも本会議として、運用で弁護人立会いを行うべきであるとの方向性を打ち出すことを前提とするものであって、反対である。

なお、報告書案で示されている「法務当局において、前記各意見の趣旨も十分に斟酌して、令和元年6月までに施行された平成28年改正刑事訴訟法の3年後検討の場など適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、幅広い観点から適切な検討がなされること」との内容の取りまとめは、弁護人立会いについて様々な意見がある中で、本会議として合意が得られる妥当な記述であるとする。